平成２９年１月３０日

保 護 者 各 位

校　　長

平成２９年度前期授業料免除等について

このことについて，下記対象者に授業料免除等を実施しますので，希望者は学生課学生支援係で手続きを行ってください。

記

前期授業料免除

１．対象者

◆本校に在学する４年生以上（専攻科含む）の学生で以下に該当する者。

①経済的理由により納付が困難であり，かつ学業優秀【学年末成績がクラスの上位２／３以上】と認められる者。

②授業料納期前６月以内に学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付が著しく困難であると認められる場合。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合。

◆本校に在学する１～３年生の学生で以下に該当する者。

①「高等学校等就学支援金」制度で授業料の全額が支援されない者で，授業料納期前６月以内において，学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者。

②「高等学校等就学支援金」制度の３６月の支給上限期間を超えたため，当該制度では就学支援されない３年生以下の学生で，経済的理由により納付が困難であり，かつ学業優秀【学年末成績がクラスの上位２／３以上】で，授業料免除の基準を満たす者。

◆学資負担者が，経済状況の悪化を原因として，経営又は勤務する会社の倒産，勤務先からの解雇等により失職し，その後も再就職していない者。

２．授業料免除願の提出期日　　**平成２９年３月３１日（金）まで**

３．上記以外の書類の提出期日　**平成２９年６月１６日（金）まで**

※前・後期分一括で前期に申請した場合は，後期の申請書類の提出は不要です。

４．免除額　平成２９年度前期分授業料の全額又は半額。

月割分納

１．対象者

本校に在学する４年生以上（専攻科含む）の学生及び「高等学校等就学支援金」制度の３６月の支給上限期間を超えたため，当該制度では就学支援されない３年生以下の学生で以下に該当し，月割分納を希望する者。

①経済的理由により一括納付が困難であると認められる者。

②授業料納期前６月以内に学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付が著しく困難であると認められる場合。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合。

２．分納回数

【前期】４・５月分，６月分，７月分，８月分，９月分 の ５回分納となる。

【後期】１０月分，１１月分，１２月分，１月分，２・３月分 の ５回分納となる。

３．授業料月割分納願及びその他書類の提出期日　　**平成２９年３月３１日（金）まで**

※前・後期分一括で前期に申請した場合は，後期の申請書類の提出は不要です。

書類請求先及び提出先　　**学生課学生支援係**　（詳細は次ページをご覧ください）

書類請求先及び提出先の詳細

・学生課の窓口で書類を受け取ってください。
・郵送を希望する場合は，送り先住所を記入した角２の返信用封筒に１４０円分の切手を貼付し，学年・学科・氏名と授業料免除又は月割分納申請書類希望と書いたメモを同封して郵送してください。
・申請書類をメールでお送りすることもできますので，希望される場合は下記メール宛に連絡してください

釧路工業高等専門学校　学生課学生支援係
住所：〒084-0916 釧路市大楽毛西2丁目32番1号
TEL：0154-57-7224
FAX：0154-57-6256
E-mail：gakuseig@office.kushiro-ct.ac.jp

※なお、提出期日は必ず守ってください